

## こども食堂のための食材提供にあたっての申し合わせ

\_\_\_\_\_ (以下、甲) と一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか (以下、乙) は、こども居場所の取組み関し、次の事項について確認します。

- 乙の商品提供は、乙の在庫の範囲内とします。将来にわたって、乙が商品提供を保障するものではありません。
- 乙が提供する商品は、こども食堂の開催1回につき、1回までとします。数量や商品については、最終決定は乙が決めます。
- 商品の引き渡しは、甲が乙の事務所に事前連絡の上、事務所にて、乙職員立会いのもとおこないます。その際、甲は物品受領書を乙に提出します。
- 商品の他用途で使用・譲渡・販売することを禁止します。発生した場合は、乙は以後の商品提供を中止しこの申し合わせを破棄します。
- 引き渡し後の商品の管理（賞味期限・消費期限・品質管理等）については、提供された団体が責任を持ちます。万が一、提供した食材により体調不良等となった場合につきましては、乙は責任を負いかねます。
- 提供商品が冷蔵・冷凍食品の場合は、必ず保冷バッグ・クーラーボックスを持参し、保冷材も甲が用意してください。保冷バッグ等を持参しない場合は冷蔵品・冷凍品の提供はできません。冷蔵品・冷凍品に関しては持ち帰り後の保管に対しても徹底した管理を怠らないようにしてください。
- 乙から報告書や写真の依頼がある場合は提供時の写真と報告書を速やかに提出するものとする。
- 提供元の企業や団体に写真を提出することで、提供品が受けやすくなることが多いので提供を受けた団体は毎回開催時の写真を撮って乙にメールにて送付するものとする。
- 乙からの甲の見学はいつでも原則受け入れる事とします。（こどもの顔は写さなくて可）
- この申し合わせの有効期間は、確認の日から1年後までとします。ただし、この期間満了の1か月前までにいずれからも申し合わせ解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とします。
- この申し合わせに定めのない事項及びこの申し合わせ実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意をもって協議し、決定します。

本申し合わせの締結を証するために、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 月 日

代表

印

大阪市西成区松 1-2-7

一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか  
理事長 横田 弘美

